

愛媛県地方港湾審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、愛媛県地方港湾審議会条例(昭和49年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)第10条の規定により、愛媛県地方港湾審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は審議会を招集しようとするときは、会議の3日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員及び臨時委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(欠席)

第3条 委員及び臨時委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(代理出席)

第4条 条例第5条第1項第2号、第3号、第4号及び第6号に規定する委員が、事故その他やむを得ない理由により、会議に出席できないときは、前条の規定にかかわらず代理人を出席させ、審議に参加させることができる。

2 前項の規定により出席する代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

(議長)

第5条 議長は、議場の秩序を保持し、会議の事務を統理する。

(発言の方法)

第6条 審議会において発言しようとする者は、議長の許可を求めなければならない。

(議事録)

第7条 会長は、審議会の議事録を作成し、次に掲げる事項を記載しておかなければならない。

- (1) 審議会の開催日及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議題となった事項の件名
- (4) 審議の概要
- (5) 表決数
- (6) その他重要な事項

2 議事録は、議長及び会議において定められた2人以上の委員が署名しなければならない。

(港湾計画の軽微な変更)

第8条 港湾計画の軽微な変更については、幹事会の決定をもって、審議会の決定とする。

この場合、幹事会は、その結果を次の審議会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。